

「井筒屋ウィズカード」会員規約 新旧対照表
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p data-bbox="162 331 598 369">第2章 <ショッピング条項></p> <p data-bbox="162 392 630 430">第30条 (ショッピングの利用方法)</p> <p data-bbox="199 430 807 846">1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることまたは当社が適当と認めた店舗において所定の端末機に暗証番号を入力すること(ただし、端末機等の故障の場合には、当社が別途適当と認める方法)により、カードを利用することができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名、もしくはカードの提示を省略できる場合があります。なお、暗証番号による取引において、暗証番号の入力を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p> <p data-bbox="199 855 391 893">2. ～12. (省略)</p>	<p data-bbox="807 331 1243 369">第2章 <ショッピング条項></p> <p data-bbox="807 392 1275 430">第30条 (ショッピングの利用方法)</p> <p data-bbox="844 430 1452 1003">1. 会員は、カードもしくは井筒屋アプリ(株式会社井筒屋が提供するスマートフォン用アプリケーション)の画面に表示されたワンタイムバーコードを提示し又は所定の機器にかざし、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることまたは当社が適当と認めた店舗において所定の端末機に暗証番号を入力すること(ただし、端末機等の故障の場合には、当社が別途適当と認める方法)により、カードを利用することができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名や端末機への暗証番号の入力、もしくはカードの提示を省略できる場合があります。なお、暗証番号による取引において、暗証番号の入力を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p> <p data-bbox="844 1012 1035 1050">2. ～12. (省略)</p>